

2018年6月11日

参議院厚生労働委員各位

平和と民主主義をめざす全国交歓会  
大阪市城東区蒲生1丁目6-21  
共同代表 山川よしやす  
首都圏なかまユニオン  
委員長 伴幸男  
(本件の担当)  
なかまユニオン  
大阪市都島区東野田町4-7-26  
和光京橋ビル304  
電話：06-6242-8130  
執行委員長 井手窪啓一

## 「働き方改革」関連法案を廃案に

私たちは、主に関東・関西で活動する市民運動団体、労働組合です。私たちは、この間街頭や職場で「働き方改革」関連法案の中身について訴えてきましたが、市民や労働者から、この法案を容認するような発言は、一切聞かれていません。それどころか、法案の中身や根拠となるデータがでたらめでありながら強引に法案を成立させようとする審議の進め方についても、「ひどすぎる」という声が沸き起こっています。

### 「高度プロフェッショナル制度」は、過労死法案

「高度プロフェッショナル制度」は、対象労働者について「一定の要件」をクリアすると、「労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定」つまり労働基準法の根幹部分が適用されなくなる。使用者には、労働者に104日の休日付与と「一定の健康確保措置」を講じる義務が課される。法律の条文はこれに尽きます。

この「一定の要件」の中に、労働者の平均年収の「3倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上」とされる。対象業務については厚生労働省令で定める業務となっており何の定めもありません。一定の職種で年収が一定額を超える見込みのある普通の労働者に対して適用される制度なのです。

### 働かせ方は無制限

「高度プロフェッショナル制度」導入において使用者には、労働者の働かせ方に何の規制もありません。「高度プロフェッショナル制度」対象労働者に対し、何時までに出勤

し何時まで働くという所定労働時間の設定も許されます。法案は、使用者が対象労働者に所定労働時間を設定してはならないとはしていないからです。

たとえば、過労死必至の「始業時刻9時」「終業時刻午前2時」「休憩なし」であっても合法となります。また、この就業時間内に働かない時間（遅刻・早退・欠勤）があった場合に賃金を減らすことも違法ではないとなります。

「高度プロフェッショナル制度」では、1年365日から使用者が義務付けられている休日104日を引いた261日に24時間を掛けた6264時間が最大の年間労働時間となります。この場合年収1075万円とし、年間労働時間6264時間とすると時給1716円となります。

人間は24時間労働を何日も続けられず働けなくなるので、その場合、1時間働けなくなるごとに1716円ずつ賃金がカットされます。24時間休めば4万円以上カットとなります。それが積み重なって「高度プロフェッショナル制度」の年収要件を割れば、「高度プロフェッショナル制度」が適用されなくなるのでしょうか。そうではありません。「高度プロフェッショナル制度」は、一定の年収が得られる「見込み」なので、欠勤などで下がる分は影響しません。

## 誰にでも適用し放題

この条件で「高度プロフェッショナル制度」を適用された労働者が、1日24時間ではなく12時間働いたとすると年収は半額の540万円程度。もし労基法の1日8時間週40時間の制限どおりなら360万円弱。こうした形の適用も条文からは可能であり、経団連が狙う「年収400万円以上を対象」への抜け道はすでに用意されていると言わざるをえません。

まさに誰にでも、どのようにでも適用し放題の法案なのです。

このような悪法を絶対許すことは、できません。断固廃案を求めます。

以上